

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）

池田十吾

はじめに

一九一七（大正六）年十一月七日のソビエト共産主義革命の影響は遠くシベリアにも波及し、同地方の治安は大いに乱れ、在留邦人の生命財産は危殆に瀕するに至ったのみならず、接壤地域たる満州及び朝鮮半島（一九一〇年の日韓併合によって日本が統治）に対する共産主義の危険が生じた。よって、日本政府はとりあえず一九一八年一月イギリスとともにウラジオストックに軍艦を派遣し、同地方居留民の保護にあたった（後にアメリカもこれに参加^①）。

一方、英仏伊の三国は東方戦線立て直しのため、日本にシベリア出兵を要請し続けたが、国内慎重論並びにアメリカの反対意見を顧慮して英仏側に対する積極的回答を躊躇した。

度重なる歐州の日本に対するシベリア出兵要請に、アメリカ政府は結局はこれを阻止し得ないとみて、日本の野心日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（一）

（極東における政治経済的進出と内蒙古への勢力拡張）を牽制しつつ、自らもシベリアに進出し、シベリア鉄道及び東支鉄道を掌握せんとして、日本に対し一九一八年七月在露チエコスロバキア軍救援を主目的として、共同出兵を提議した。^②

これに対し、日本政府は単独出兵をあきらめ、総指揮権を掌握することを条件としてこれに応じ、一九一八年八月二日、シベリア出兵宣言を発し、米英仏伊支とともにウラジオストック方面に出兵した。

この日本のシベリア出兵をめぐる日米関係をアメリカ外交文書によつて探つてみた。

英國大使のシベリア派兵提案

一九一七年十一月一日午後九時^③、レディング駐米英國大使はロイド・ジョウージ英國首相から受け取つた次の如き電報を、ランシング米国務長官に手交した。

日本軍隊の使用を提起せる十一月一日付米電に対する英国内閣の見解は、この提議を行つても日本政府は決して承諾しないであること。ただし、もし米国政府が日本政府を勧誘して遠征軍をロシアに派遣するならば、英國政府はもちろん米国政府を支持する。

レディング大使が、いかなる経緯によつてこの提案をなすに至つたか。また、いかなる目的の下にいかなる程度の軍隊を、どのような方面に派遣せんとするに至つたか。これらの疑問に答える文献は発見されないが、電報に表われた所から推察すると、右は必ずしもレディング大使の私見でなく、何等かの形において米国政府は当局と話し合つた

結果、レディングの意見として英國政府に具申したもののが如く解釈される。

十月十日、ランシングは石井菊次郎に対し「日本は軍事的に歐州戦争に参加することに關し、連合国と交渉を行つたことはないか」との質問を發し、また九月二六日には支那の軍隊を歐州に送る考案を打ち開けている。英國政府もドイツの崩壊に至るやロシア軍の再建に関する計画を考え、かつ米國軍のロシア派遣を誘惑している所から推察すると、必ずしも極東方面のみならず、歐露における対独戦線の維持もしくは[再建を目的とする日米両国軍の派遣を意味するものとも解釈される。^(②)

フランスの日本軍派遣の必要性説

十二月一日、フランスのクレマンソー首相は、米國大統領の親任を受けてパリの連合軍最高軍事會議に列席中のハウスマ佐に対し、対露武力干渉の可能性を論じ、しきりに日本の遠征軍派遣の必要性を説いた。クレマンソー首相によると「革命以前のロシアは、日本の軍事的援助を求むることを好まなかつた。しかし、革命以後のロシアは連合側を脱退したのであるから、事態は一変した。ロシアは競技外に退いた。日本がロシアの地位に代わるべき時機がきた」と、言つた。

クレマンソー首相の考え方もレディング大使の考え方と同様に、歐州とロシアにおける対独戦線の形成に日本軍を使用することにあつた如く解釈される。ハウスマ佐がこれに対していかなる応答をなしたかは不明であるけれども、シモア教授の解説によれば、同大佐は終始対露武力干渉には反対であった。反対の理由は、日本のみならずいかなる国

の軍隊をもつても歐州やロシアに対独戦線を再建することは、不可能であるとの信念に基いたのである。英仏の政治家はロシア人が平和を求めているのを理解していない。連合国への援助があれば戦線の再建も、ボルシェビイスト政府の打倒も可能であるかの如く思っているけれど、ロシアには既に戦闘用の食糧は燃え尽し、戦争の継続に必要なロシアの産業は全部崩壊している。ボルシェビイストが天下を取ったのもドイツの資金のためになく、ロシア農民の真の欲求である平和と土地とパンととを与えてもらつたからである、とみなしている。

ロシアに対する武力干渉を要求したのは、フランスが最も熱心であつて、一九一七年の終り頃、パリの連合国会議において数回にわたり、この問題を提議している。^(①)

クルペンスキー露國大使の日本牽制

十二月十六日^(②)、クルペンスキー駐日露國大使は、モーリス米國大使を訪問して「日本の新聞がしきりにウラジオス・トックに日本の干渉説を報じているが、これは日本政府が半官的に探りを入れているのではないか」との疑惑を披瀝すると同時に、「日本がそのような行動を執ることはロシア国内に憤激の感情を挑発し、ロシア国民の反感を招き、何ら連合側の利益に役立たないと信ずる」旨を米国政府に伝達するよう依頼し、さらに「米国政府が日本のかかる行動を是認しているという印象を日本政府に与えないよう希望する」と述べ、米国に迫つて日本を牽制せんと試みた。^(③)

本野外相のシベリア出兵反対声明

十一月二〇日、在露日本大使館は日本がウラジオストックに軍隊を上陸するという報道を否定するステートメントを発表した。

十一月二十四日、モーリス駐日米国大使はロシア赴任の途上にある鉄道専門家諮問委員会スティヴィンス委員長 (John H. Steavens) を紹介するため本野外相に面会した。本野外相はロシアの近況を語り、対露武力干渉の非なることを述べ、「日本政府はシベリアに対し武力を行使することは反対である。なぜなら、ロシア国民の感情を害し連合軍に敵対せしむるに至るからである」と声明した。^⑩

ランシング国務長官の対露非干渉論

十一月二七日、佐藤愛磨駐米大使が国務長官に面会し、ロシアの近況を尋ねた際、ランシングは「米国政府の目的は、冷静に局面の展開を見守るにある」と答えた。佐藤大使はこれに対し「日本政府の見解もまた同じである」と述べた。ついでランシングは佐藤大使にウラジオストックの情勢を告げ「米国政府の見解によれば、米国がこの際ウラジオストックに軍隊を派遣することは賢明でない。外國が干渉すればかえってロシア国民をボルシェビストの下に統一せしめる結果に終ることは疑いない」と語った。^⑪これに対し佐藤大使は「日本政府の見るところも全く同じであつ

日本シベリア出兵をめぐるアメリカの態度（一）

て、日本政府は米国政府が反対すると同一理由の下にウラジオストックに軍隊を派遣する意図をもつてない。英仏両国政府は日本に派兵の提議をなしているけれども、日本政府はかかる提議の採用を賢明と考えない」と応対した。⁽¹⁾

ハルピンにおける支那軍使用問題

十二月二十八日、駐米英國大使は國務省に覚書を送り、「北京駐在の露國公使は同地の英國公使を訪問し、ハルピンにおけるボルシェビストの幹部及びロシアの離反軍隊を支那軍の手によって逮捕追放することは、いかなるものであるか意見を承りたいと申し出た。しかし、それはハルピンのロシア領事が同地の各國領事の同意を得て進言したことである。英國公使の意見によれば、支那の軍隊はその逮捕を実行し得る地位にあるけれども、かかる過激な行動が果してボルシェビスト政府にいかなる影響を与えるかについては、英露両国とも見当が立たない。ボルシェビスト政府は満州をロシアの領土とみなしている。英國公使の意見によれば、離反軍隊を解散することが現下の困難を解決する唯一の方法であるから、ロシアの司令官がその解決を実行し得ないことを確かめるまで支那軍はその行動を延期すべきことである。英國政府は在支公使に対し、この際、支那軍がボルシェビスト軍及び幹部を逮捕することは賢明でないと思うこと、英國政府は本件の処理に關し同盟国と協議を行いつつあること、その間、在支公使には支那政府に対しこの種の行動を執らざるよう説得することを訓令した。ついては右の事実を國務省に通知すると同時に、右に關しうけるだけ速かに米国政府の見解を問い合わせすよう訓令されたい」と申し出た。

米国政府はこれに対し、翌十二月二十九日付覚書を以って「米国政府の所信によれば、支那政府がハルピンにおいて

武力衝突に至るような行動を執ることは賢明でない。米国政府は、支那がその主権及び領土保全を保護する手段を執る完全な権利を有することは認めるけれども、それと同時に支那政府が目下ロシアに行われている事態はロシア人の多数在住する滿州各地に地方的紛争を惹起する恐れがあること、並びにハルピンに起つたような事態に対処するには寛大であることが、最も賢明な方法であることを信ずる。しかも、國務省は支那政府がハルピンにおける秩序を回復するため、武力を行使する必要がないこと、事態は同地における秩序ある適當な行政を許すに至るものと信ずる」旨を回答した。この回答の趣旨は即日これを支那政府に通告するよう⁽¹⁾在支米國公使に訓令された。英國公使のこの対米照会はもちろん日本政府にも来たものと信ずるけれども、日本政府がこれに対しいかなる回答を与えたかに關しては、文献が発表されていない。

日英両国のウラジオストックに対する軍艦派遣問題

一九一八年一月一日、ウラジオストック駐在の米国領事は本国政府に対し、「同地の実権が次第にボルシェビストの手に落ち、赤軍が編成武装され、略奪を行い暴動を起している。上層階級のロシア人が外國からの干渉および保護を要請している。領事団一致の意見は秩序維持の必要上外國軍艦の常駐だけでも十分である。日本領事は本国政府に軍艦の派遣を要求しつつある。他の連合國の軍艦がこれに参加することが最も望ましい。軍艦は出来る限り多くの炭水食糧を携帶し、夜が明ける前に無警告で入港すること。もし干渉の通告を發すれば恐怖時代を現出する恐れがある」と通達した。

一月五日、本野外相はクルペンスキー駐日露国大使に対して、「一月四日、日本政府は巡洋艦一隻をウラジオストックに派遣することに決定したこと、この巡洋艦は一月九日頃ウラジオストックに到着する予定なること、英國政府も香港から巡洋艦一隻の派遣を命じたこと」を通告した。クルペンスキー大使からこのことを伝聞したモーリス大使は、右は日英両国政府間に協議の結果取り決められたものとの推測をすると同時に、英國大使がこの日モーリス大使とウラジオストックの形勢を話し合つたにも拘わらず、一言も軍艦派遣のことに触れなかつたと本国政府に報告している。ここにおいて本国政府もまた、一月五日、マニラに碇泊中の軍艦ブルックリンに対し、速かに横浜に回航し同地において命令を待つべき旨を命じた。⁽⁴⁾

日本政府の態度説明

一月七日、モーリス大使は外務省に幣原次官を訪問して、米国軍艦の横浜回航の旨を通知した時、同次官は次の如く日本政府の態度を述べた。

昨年（一九一七年）十二月二六日、ロバート・セシル英國國務次官は珍田大使に対し、日下ロシアの政権を握っているボルシェビストをして、連合側に反対の態度を執らしめないことが得策であると強調した。しかるに、本年（一九一八）一月一日、國務次官はウラジオストックに貯蔵中の軍需資材を保護するためには、現実の軍事干渉に至らざる程度の何等かの措置を執る必要があると強調した。⁽⁵⁾ 従つて日本政府としては最終的決定をなす前に、英國政府の態度の変化並びに今後の意図に関し、説明を待ちつつある。

なお幣原次官は米国大使の質問に答え、私個人の所感としては、英國國務省の提議するが如く軍隊を上陸させることは、連合側に対し反感を惹起せしむる恐れがあるから、時期尚早であると考える旨を語った。⁽⁶⁾

フランス政府のイルクーツクに対する共同派兵提議

一九一七年十二月二七日、フランス政府はイルクーツクにおいて、フランス人三名がボルシェビストのために殺害された事件を契機として、翌年一月八日、ジュッサン駐米仏国大使は次の如き連合側の対露共同派兵案を米国政府に提議した。

フランス政府は在北京仏国代理公使からイルクーツク事件の報告を受けるや、シベリアにおける無政府状態の増大によって、再び脅威を被るかも知れないフランス国民の生命の安全を確保する措置を執ることに決定した。よって、フランス政府はボルナレード少佐指揮の下に、支那駐屯軍の内から出来る限り多数の軍隊を直ちにまずハルビンに派遣し、同地からさらにイルクーツクに派遣することを考慮した。仏政府はこの企画に対し、同盟諸国の協力と派兵団の最終的編成に関し、人員、経費及び軍需品の問題には共同の取り決めを遂げんことを希望する。支那も同盟国の一として取り扱わねばならない。ゆえに、支那に対してもハルピン方面に行動中の軍隊の一部分を派兵団に参加するよう要求すべきである。さらに、派兵団はシベリアにおいて引き続き連合側に忠実なロシア人に對し協力と支持を与えるため、ロシア軍の参加も要求すべきである。

閣下もご承知の通り、パリ會議において、もしできるならばシベリアにボルシェビストの感染することを防ぎ、日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（一）

連合側の利益のためにシベリア鉄道及び南部ロシアの諸鉄道の使用を確保し、かつ余り手後れにならない間に、ウラジオストックを隔離して同地に貯蔵されている各種の資材を保護するために、何等かの共同動作を執ることが望ましい。ロシアが単独講和を行った場合、北部ロシアに優勢を占むるドイツの勢力がウラジオストックに足場を得て、極東における連合側の地位を大いに害することを防ぐ機会を提供する。本使はここに本国政府の命令に基づき、本件の計画を閣下にお知らせすると同時にフランス政府が本件計画を直ちに実行する上において、米国政府の参加と協力を得ることに、いかに大きな価値をおいているかを申し上げる次第である。

米国政府は右の照会に対し、一月一六日、次の如く派兵軍の必要を認めざる旨をフランス大使に回答した。

米国政府は一月八日付通報のフランス政府の計画に対し慎重なる考慮を加えた。右の計画は、シベリアにおける無政府状態の増大により生命の脅威を被りつつあると伝えられるイルクーツク及び東部シベリアの在留外国人の保護を目的とするものである。一月十日付ハルビン電によれば、一月九日におけるイルクーツクの状態は静穏であつて、各国領事は活発に外国人の保護に努めつゝあるとのことである。これ以前の報告が在留外国人に対する危険を大いに誇張したこと示すものの如くである。

米国政府はシベリアにおける現下の事態においては、フランス政府の提議するが如き派兵軍を必要としないと信ずるものである。米国政府の所信によれば、かかる派兵は米国及び米国の共同交戦国が戦争の目的及び志望に同情するロシア人を立腹せしめ、シベリアにおける各派のロシア人を一致団結せしめ、以つて、米国及び米国の共同交戦国に反対する結果に終るかも知れない。ゆえに、米国政府は遺憾ながら貴國の提案に支持を与えることは不可能である。

なお、ピヨン仏国外相がシャープ米国大使に語ったところによれば、日英両国政府にも提議されたけれども、英國政府は逃げ腰であり何等励ますような点はなかった。一方、日本政府の回答は明瞭で直接的であつて、日本政府は他国政府の協力なく単独に日本自身の軍艦を派遣して事態に対処せしめたいと要求したとのことである。しかしながら米国政府の印象によれば、フランス政府は本件提案を無理に押し進める考えはないけれども、フランス政府はボルシエビスト政府の実力にも誠意にも殆んど信頼をおいていない。殊に、フランスの軍隊は西部戦線に來てロシアの兵士とは戦友関係を拒絶するのみならず（ロシアの兵士は唯一人も塹壕には入れていない）、露仏両国指揮官は相当の敵対的衝突の起る危険を恐れて、両者を隔離せしめていることである。⁽¹⁵⁾

この交渉に現われた注意すべき点は、（一）シベリアをボルシェビストの感染から防ぐこと、（二）シベリア鉄道及び南部ロシアの諸鉄道を連合側のために確保すること、（三）ウラジオストック貯蔵の資材を保護することのために、共同動作を執ることの望ましいことに関し連合国の大義が喚起されたこと、（四）日本政府が単独行動を要求した回答を行つたということ、（五）米国政府の反対理由が内容はともかく、表面はひたすらロシア人の向背を気遣つたこと、にある。

ロシア、日本の単独出兵の阻止をアメリカ政府に説く

一月十日、駐米露国大使はロング国務次官補を訪問し、東京、パリ及びロンドンに駐在する露国大使からの電報によれば、日本はウラジオストック及びハバロフスクの占領を計画する準備を行いつあるとの危惧のみならず確信を表明した。さらに、ハバロフスクには多量の武器弾薬及び軍用材料があると述べ、（一）極東に関する一切の決定及び

切の行動は、連合側全体がこれを行ひ、日本のみが単独にこれを行ふものでないことを主張する必要があると説き、〔二〕ウラジオストックにおける日米英の各種利益を保護するため、軍艦を同地に派遣して米国の司令官の指揮下におき、共同一致の行動を執らしむべきことを提議し、これが日本の活動を阻止するに効果的であると述べ、〔三〕実はかかる申し出をなす理由は、前述の電報によつてもし連合側が日本の東部シベリア占領を阻止せんとすれば、連合側においても何等かの行動を執る必要があると確信するに至つたからであると説き、四米国政府が東京駐在の米国大使に電報して、日本政府に対し米国政府と共同一致の行動を執るよう要請すべきことを求めた。

ロングはこれに対し、〔一〕露国大使の提議を考慮し、もし何等か通知することがあれば通知すると答へ、〔二〕多分、日本政府はロシア及びシベリアにおける独壇捕虜の全部が指揮官を得て再武装を行い、シベリアを経由して極東に送られ、日本および極東における日本の利益に打撃を与えることを恐れていますのであろうと語つたが、露国大使はこれに対し「日本はそれを恐れているかも知れないが、これは何等の根拠もない。独壇捕虜にその活動をなす力がないのみならず、ロシアにおける捕虜の大部分はオーストリア人であつてドイツ人でないと反駁した。なお、露国大使は英國大使の得た極秘の情報として、ドイツはシベリア鉄道を経由して潜水艦の部分品を太平洋沿岸の組立地点まで送りつづある」と述べたことに対し、ロングはその件に関し「絶対に根拠がない。それは物理上からも陸海軍の見地からも不可能である」と答えた。

米国政府は早速東京のモーリス大使に対し、露国大使の申し出には何等かの根拠があるか否か、日本政府に確かめるよう電訓した時、モーリス大使は一月十三日付をもつて、〔一〕日本の意図に関する確信なるものは東京駐在のクルペンスキイ露国大使からの報告に疑いないこと、〔二〕同大使とは毎日会談していること、〔三〕同大使が危惧の念を起したこ

とは、本野外相及び英國大使との会談の結果、日英両国が必要の場合右の占領計画を考慮し、日本がその準備を行いつつあるとの報道から知ったものである、(四)モーリス大使自身の印象によれば、日本政府はかかる占領の意図をもっていないのみならず、これを避け得ると言つてゐる、(五)しかしながら軍部が強力であつて、參謀本部は口実になり得る事件の発生を歓迎し、あるいはこれを誇張するかも知れないと思う、(六)ともかくウラジオストックの事態は依然静穏であると報じられている、(七)日本軍艦一隻は一月十二日同地に到着し、英國巡洋艦は一月十四日到着の予定、(八)米国アジア艦隊司令長官・オースティン・ナイト提督は一月十三日横浜に到着したと、報告した。⁽¹⁾

日本のウラジオストック占領に反対するアメリカ

一月十四日、田中都吉駐米代理大使は本野外相の訓令に基づき、國務長官極秘の内報として「日本政府は軍艦『朝日』及び『岩見』の二隻をウラジオストックに派遣することに決定したこと。その目的は緊急事態の発生した場合、在留日本人及び同盟諸国の人民を保護すること。軍艦『岩見』は一月十三日到着しているはずである」と通知した。これに対しモーリス大使は、ナイト提督の横浜来着を機会に一月十六日、同提督と英仏露の三国大使と会談を行い、さらに本野外相とも非公式の会談をした結果、これらの会談並びにその他の信用すべき情報を基礎として、次の如き事実に一同の意見一致せる旨を翌一月十七日米国政府に通報してきた。

それによれば(一)日英両国政府は、シベリアに起つたと報せられたような重大な混乱が、ウラジオストックにも繰り返されるかも知れないという恐れに基づく各國領事の要請の結果として、軍艦を同地に派遣したこと。(二)しかしながら

ら、それらの軍艦の到着以前にも以後にも何等の混乱は起らず、同地の事態は完全に静穏との報道あること。〔三〕日本政府はさらにこれ以上の軍艦派遣の必要は認めないけれども、米国軍艦ブルックリンがウラジオストックに存在することには何等異議がないこと。〔四〕しかし、もし今後事態がウラジオストック及び東支鉄道及び黒竜鉄道の占領を必要とするに至った場合、日本はその事業を日本単独に委ねることを要求すること。〔五〕現に日本政府は英國政府に対し、同盟国として日本の誠意に信頼する証拠としてこれに同意せんことを確定的に要求していること。〔六〕米国軍艦ブルックリンは横浜に止まり事態急を告ぐるに至れば、ウラジオストックに進水する用意をさせておくこと。〔七〕ウラジオストックを支配するロシア官憲に対し何等強制の必要なき際、これを強制する示威運動に米国を参加せしめない好結果になる。〔八〕日本軍艦『朝日』は、一月十八日ウラジオストックに到着し、補給船も近くに従い、砕氷船を加えて日本の艦船は四隻なること。〔九〕この他に英國軍艦が一隻なること。〔十〕さらに、これ以上米国軍艦を派遣することは、かえってロシア国民が日本の意図に関して抱懐する猜疑心に米国をも加える結果になる恐れがある、というものであった。

米国政府はモーリス大使からこの報告を受け取るや否や、直ちに一月二十日、同大使に対し本野外相に面会し、口頭を以つて次の如く申し込むよう電訓した。

米国政府はフランス政府の提議せるイルクーツクへの共同出兵を拒絶し、シベリアに対する軍事行動は不幸な結果に終るとの確信を披瀝する次第を本野外相に告げられたい。米国政府の極めて強い所感によれば、ドイツと戦いつつある各国の共同利益は、各國がロシア国民の現下の不幸な鬭争に同情ある態度を執る必要がある。よつて、ロシアの領土を占領せんとするいかなる運動も直ちにロシアに敵対するものと解釈せられ、ロシアにおける各派を連

合側に反対するよう一致団結させ、ロシアに対するドイツの宣伝を援助することになると思う。米国政府は、日本政府が米国政府とその確信を一にするものと思う。さらに、不幸な事件が起つて外国軍隊によるウラジオストックの占領を必要とするに至らざらんことを希望する。米国政府の入手する情報によれば、ウラジオストックの形勢は静かであつて驚くことはない。米国政府の意見によれば、日下ウラジオストックに一隻以上の日本軍艦の存在する誤解を招き、連合各回国の目的に関して不信の念を起さしむる恐れがあると思う。この如きは日本が米国と同様に望まざる所である。

なお、米国政府はこの訓令の内容を英仏両国に駐在する米国大使に送付し、非公式に各回国に示すことを命じた。バルフォア英国外相はペイジ米国大使に対し「日下の事態は米国の立場に同意するけれども、いつ事態は変化するかも知れない。ボルシェビストの政権はやがて消滅し、南部ロシアが眞のロシアとして出現するという確信が増大しつつある。しかしながら、英國のロシアに対する外交上の態度には変化はない」と応答した。⁽²⁾

日本のシベリア鉄道占領案を提議する英國政府

ルーマニア駐在の英米仏伊四ヶ国公使は、一月二二日付電報を以つて、ボルシェビストの勢力を倒し、ロシアの無政府状態を救う唯一の途は、速やかに日本もしくは米国の軍隊をロシアに派遣するにあるとの意見を具申した。⁽²⁾ 一月二八日、駐米英國大使館はシベリア鉄道の占領を日本に委託すべしと做す次の如き覚書を國務省に提出して米国政府の考慮を求めた。

英國大使館が英国外務省から接受した電報によれば、最近のロシアにおける事態の変化は、英國政府をして連合諸国の対露政策に変更を加うる必要を感じしむるに至つたとのことである。すなわち、数週間以前のロシアにはボルシェビストの支配する地域以外において、連合側のために援助をなし得るものもしくはなすことを欲する政治的及び軍事的勢力は何等存在せず、ロシア全土が回復し難き大混乱の光景を呈している。だが、今や南部及び東南ロシアにおいて援助をもつてすれば、ロシアが直ちにかつ完全にドイツに陥ることを防止するため何事かを成し得る地方政府権が発生したようである。とりわけ最も重要なものは、コーカサス北部のコザック兵の諸政権とコーカサス南部のアルメニア人の政権である。前者はロシアにおける最も豊富な穀物生産地域と鉄及び石炭のほとんど全部とを握っている。後者はロシア軍隊の崩壊する今日、その防壁を成すものである。従って、彼らを授助する有利な手段をいかに成し得るかである。これらの地方には、アラル海もしくは黒海からは行かない。南方経由の途もない。残された唯一の交通可能な線はシベリア鉄道である。英國參謀本部の強い意見によれば、この線路こそ利用せねばならないし、また日本さえ授助を惜しまなければ利用し得るのである。

シベリア鉄道の長い線路を守備することは、一見不可能であるかのようだけれども、英國政府の専門家は別の見解をもつてている。かりにこの計画が軍事的見地から実行可能であるとし、かつまた連合側に日本を招いてこれを引き受ける用意があるとし、さらにまた、日本にその招請を受諾する用意があるとしても、かかる計画は從来害あって益なしという議論もあり得ると思う。この計画は、一時外国人が數千里のロシア鉄道を管理することを意味し、しかもその外国人たるや、記憶に新しいロシアを負かした日本国民であるとすれば、ロシア人の感情を害すること大なるものがあると思う。

しかしながら、英國政府の得た情報によれば、ロシア人はその内政に何等かの形における外国の干渉を歓迎し、特に、日本が領土の併合もしくは将来の管理の考え方を持たず、連合諸国の委任国（Mandatory）たる形式において干渉することは、ドイツがロシアをドイツ化することによってロシアに秩序を与える干渉よりも歓迎されそうである。戦争継続中におけるドイツ化したロシアは、ドイツのために物質供給の源泉をなし、連合側の対独封鎖を無効にしている。

戦争終了後におけるドイツ化したロシアは世界の禍である。英國政府の所信によればこの計画こそこれらの結果を遂げ得る唯一の方法であるのみならず、東南ロシアに残存する軍事的勢力が西部戦線におけるロシア勢力に対し、かつまた南部戦線におけるトルコの攻撃に対して奮闘することを結果的に援助し得る唯一の方法でもある。英國政府は、至急英國政府が本件の計画に好意ある考慮を加えんことを望むと同時に、ロシアの事態は急激に変化しつつあることを以て、至急何等かの決定あらんことを願う。⁽⁸⁾

二月七日、英國大使館は再度覚書を國務省に送つて「もし本件に関し日本政府に申し出ることに決定したとすれば、シベリア鉄道の占領が可能なりや否や、また日本政府はこの作業を引き受けるや否やについて、日本政府の意見を求める必要がある。英國政府の意見によれば、搬送方法さえあればシベリア鉄道全線を占領することは日本軍の圏内にある。英國政府の情報によれば、何等軍事的反対が期待されないからである」と述べ、英國政府の回答を督促した。

二月八日、米国政府は次の如き覚書を英國大使館宛に送つて対露干渉に反対意見を述べた。

國務省は、一月二八日及び二月七日付英國大使館の覚書を慎重に考慮した。米国政府の入手する情報によれば、日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（一）

ロシアの内政に対するいかなる形式の外國干渉もロシアの歓迎するところである、との英國政府の意見に同意し難きものがある。ロシアの内政に対する外國の干渉は、この機会に限るものでない。米国政府は現在ロシアにおける不幸な事態が、連合側の計画に影響することに対し無関心ではないが、外國の干渉なくして事態の好転することに關し希望を失わないものである。不幸にして、将来かかる干渉が必要になった場合には、シベリアに対する遠征軍の派遣もしくはシベリア鉄道の全部または一部の占領は、國際間の協力によってこれを行うべきで、一国が他国の受任国としてこれを行ふべきでないと考える。

将来、対露干渉の必要が起つた場合には國際間の協力によってこれを行い、日本単独に行わしてはならないという点が注目に値する。なお、米国政府はこの回答の内容を仏伊両国の米国大使、白（ベルギー）支両国の米国公使にも打電しているにも拘わらず、東京の米国大使には知らせていない。⁽²⁾

シベリア鉄道管理の必要を説く本野外相

一月五日、モーリス大使は本野外相と長時間の会談をなしてシベリア問題を論じた。

本野外相によると、（一）対露政策に一致するため連合各國間に意見の交換を行うこと、（二）米国政府は東部シベリアの実情と極東の平和にそれが及ぼす結果に關し、十分な情報をもっていないこと、（三）公式にはもちろん個人的意見としても未だ述べていなければ、シベリアを経てドイツの勢力がアジアに拡大することを防止するため、連合各國間に何等かの行動計画に一致すべきではないかと思う、（四）单独不講和宣言に忠実なロシアの穩健分子を援助せずして、彼

等を見捨てることは連合側にとって賢明ではないと思う、(田)ロシアの穩健分子はこの援助を歓迎するものと信じる。援助がなければ増大するドイツの勢力に抵抗することができない、(内)米国は単独不講和宣言に加入していないから、他の連合諸国とはその立場を異にしている、(廿)ウラジオストック占領問題に関し、最近口頭で以って伝達された米国政府の見解は日本政府の見解とは両立しないよう思う。それではいかなる行動を執るべきかというモーリス大使の質問に対し、本野外相は地図を開いてボルシェビストの勢力下にある地域を示し、(八)当分は確定的な計画はもつてないが、シベリア鉄道と黒竜鉄道との接続点まで管理すれば極東にドイツの勢力の拡大を有効に阻止し得ると判断する、と答え、(九)以上の見解は個人的性質のものであるが、これを米国政府に伝達することを求めるゆえんは、同政府から隔意なき意見の開陳を望んでいるからである、と結び、(廿)英國大使にも本日同様の見解を述べ、これに対する意見を求めたと付言した。

モーリス大使は以上の本野外相との会見を本国政府に報告すると同時に、「日本政府は至急何等かの行動を執らんとしてその計画を論議中であるけれども、その計画に対しては連合諸国の賛意を望んでいる」との総合的観察を下している。⁽²⁾

セメノフ援助の提議をする英國政府

三月六日、駐米英國代理大使は本国政府の訓令に基づき、(一)在北京露國公使はセメノフ大尉（コザック出身）に資金及び軍需品を与えて、バイカル州における彼の作戦を援助すべきことを英國公使に申し出たこと、(二)援助費は当初

支給すべき武器弾薬及び被服等を除き、三千名の軍隊に対し月額約五六ルーピルの予定であること、〔三〕英國政府はセメノフ大尉のような純然たるロシア人の運動を奨励援助することが、連合側にとって最も重要なこと、〔四〕英國政府はハルピンの英國総領事を経て、セメノフに対し資金及び武器弾薬を供給する旨を通告すること、〔五〕英國政府は米国政府が右の見解に賛成しセメノフ授助のため前以って提議した日本のシベリア鉄道占領計画を延期しない旨を申し入れた。^⑧

米国政府がこれに対しいかなる回答を与えたか、また握り潰したのか文献が発見されない。なお、当然日本政府にも提議されたことを想像するけれども、これまた文献がない。

日本の単獨行動阻止策を講ずる米国

モーリス大使は、日本政府からウラジオストック並びに東支鉄道及び黒竜鉄道の占領を必要とする事態の発生した場合、この事業を日本に委任してもらいたいと英國政府に申し込んだことを報告（一月一七日）し、さらに二月八日、駐日仏國大使は本国政府から英國大使と共に日本政府の右要求に同意すべき旨の訓令を受けていたけれども、英國大使自身は未だ何等の回転に接していないと報告した。二月一三日、米国政府はこの報告を受け取るや否や、右の事実並びにシベリア鉄道の占領を日本に委任すべしという一月二八日付英國政府の提案を引用し、次の如く日英仏支の四ヶ国政府に申し込むよう出先の大公使に電訓した。

米政府としては、日本政府の要求に同意することが連合側の迷惑にならないことであれば、英仏両国の立場に賛

成する。米国政府がこの決意をなすに至ったことは種々の要因がある。第一は、現下のロシア政権をして不必要に反対の態度に出るような措置を執ることは不得策と考えられるからである。第二は、米国政府の意見によれば干渉の必要は未だ発生していないので、これに関する決定は延期し、今後の事局の発展に照して考慮して差し支えない。第三は、もし干渉の必要が起つた場合の軍事的協力は、その情勢に応じドイツとの交戦国全部によってこれを行うか、また協力を求むべしと考えられる国のみによってこれを行ふかを決定するのが得策である。第四は、支那の領土を通過するシベリア鉄道の部分は、支那政府に交渉してその同意を求める必要がある。米国政府はこの際、ロシア国民の多数の者を連合側の共同利益から離反させるようなことをすることは特に不幸であるから、ロシア人の反抗と憤慨とを惹起するに至るべき措置をシベリアにおいて執ることに反対する。

二月一八日、ペイジ駐英大使はバルフォア外相に面会して右の訓令を執行した時、同外相は、〔英国政府はシベリアに關する政策や行動については何等コミットしていない。〕〔米国政府の主張に反すると認められる唯一の行動は、英國の軍司令官がセメノフに武器を供給してくれるよう日本軍に依頼したことである。そのセメノフはドイツ人がウラジオストックに連絡せんとする線路を断つた人である。だが、その依頼すら英國政府から日本政府に対しても行なわれたものでない。〕〔英國政府はシベリア問題に関し、今まで日本政府に交渉したことは皆無である。〕〔今日まで英國政府がワシントン及び東京の英國大使に電報したことは、全部予備的問い合わせに過ぎず、一度論議によつてシベリア鉄道の占領を日本に依頼する計画も実行されなかつたのでそのまま放棄された。〕〔自分としては何等かの対シベリア政策を立てて、米国及びその他の同盟国に相談してみたいと思うが、英国内閣は未だこの問題を取り上げてくれない。〕〔最近、カンボン仏國大使からシベリア問題を米国に相談せず、フランスと相談してはいかがかと尋ねられた

ので否と答えた。その態度は変更しないから安心されたい。(4)自分自身の意見としては、日本はドイツがロシアを経由して東京に進出して来はしないかと恐れているのであって、もしドイツの進出が太平洋に到達する危険があれば、日本は日本自身の考え方でこれに反対すると思う、と答えた。

二月一九日、シャープ駐仏大使はピヨン外相に面会して右の訓令を執行した時、同外相は、(1)連合側としては米国政府の希望にそわない態度を執ることは適当ではないと認めるが、目下の事態は重大であって、家が火事であるかのような情勢であるから、米国政府がその行動を延期してドイツがロシアを占領してこれを平定するに至らないことを望む。(2)日本をシベリアに入れて鉄道を占領せしむることは、まずロシア官憲との諒解を得た後にこれをなし得ることを考えている。(3)しかしながら、日本はドイツの進出に対しても連合側の同意を経ずして、自らイニシアティーブを執ると確信する。(4)既に、日本政府は外部からロシア問題に干渉を行う場合には、全部の責任を日本のみに委任して貰いたいと要請している。(5)今朝の電報によれば、トロッキー及びレーニンはドイツの講和条件を受諾しているが、事実とすれば重大な事態を生ずるのであって、連合国との迅速かつ一致の行動を必要とする、と答えた。

翌二月二〇日、米国大使はマルジュリー仏国外務次官に会見した時、同次官は「日本は他の連合諸国に最後通牒を送つて、日本の利益と安全に対する脅威のため、軍隊をシベリアに入れる同意を求めるかも知れない」と語った。⁽⁶⁾

注

- ① 西春彦監修、「日本外交史15（日ソ国交問題）」、鹿島研究所出版会、昭和四五年、八頁。
- ② ロシア革命の主導権がケレンスキーワー派の手よりボルシェビストに移り、一九一八年三月、ドイツとの単独講和が結ばれると、ロシア革命は重大な変化を呈した。これがため、ドイツがロシア人の人的・經濟的資源を利用し、西部戦線に攻撃に出るとの予想が連合軍を支配した。このためロシアに孤立する形勢にあつたチエコスロバキア軍を救出し、これを歐州方面に転用することとは、戦争遂行上必要であった。英仏両国はチエコ軍救出を米国政府を通じて日本に懇請した（外務省監修、『日本外交百年小

史」、出田書院、昭和十九年、八二一八三頁。

③ ロシア革命は一九一七年十一月七日、「ボルシェヴィスト」政権の樹立によって完成された。十一月七日はロシア暦十月二十六日に該当するので、ロシアではこれを「十月革命」と呼んでいる。ユーリイを首班として、トロツキーを外務大臣とするボルシェヴィスト政府は成立の翌日、十一月八日、早速交戦各国に対し「無併合、無賠償」を条件とする講和条約の開始を提議した。しかし連合側から何の回答もなかつた。

十一月二一日から正式の講和談判がアレクサンダー・リトフスクで始まり、ロシア側はトロツキー、ムイーンはキュールタバ、オーストリアはチャルニンによつて代表された。十一月二五日、ドイツは「無併合、無賠償」主義を承諾し、講和談判は翌一九一八年一月四日まで休戦することになった。理由はトロツキーの言葉によれば、連合側に對しロシアの単独講和に伴う結果に備える最後の機会を与へるためであつた。一月十日、講和談判が再開されたけれども難航海であった。一月十日に至りトロツキーはムイーンとの講和条件には不賛成であるけれども、戦争は終つたといふ奇怪な声明を行つた。ヨーロッパがすぐそばでログランジに向ひ進撃を開始したので、ロシアはやむを得ず三月三日、ムイーンの提出した条件を受け入れ講和条約に調印した(Gooch, George Peabody, History of Modern Europe 1878-1919, Cassel, London, 1924, pp. 638-640)。

④ United States, Department of State, Foreign Relations of the United States (以下 Foreign Relations と略称), 1918, Russia, II, Washington, pp. 1-2.

十一月一四日ロシアが連合側に於く、ムイーンの休戦条約に参加を求めてゐた期間において、同時にまだ休戦成立前わざかに日本の人じだねだ。

⑥ 田村幸策、「世界外交史」下巻、有斐閣、昭和八年、一一四一-一一五頁。

⑦ Seymour, Charles, The Intimate Paper of Colonel House, vol. III, Houghton Mifflin, Boston, 1926, p. 399.

⑧ 十一月三日の休戦は、四八時間と云つて短期にして予備的なものであつた。それが延長され十二月一五日になると、ついに出兵の休戦条約が調印された、十一月一七日正午から効力を発した。本文クルベンスキイの行動は正式休戦条約調印の翌日の人じだねだ。

⑨ Foreign Relations, 1918, Russia II p. 9.

⑩ Foreign Relations, 1918. op. cit., pp. 11-12.

⑪ ウラジオストック駐在の米国領事は、十一月十一日、米国政府に対し同地の形勢が日に日に悪化し、ボルシェヴィストの勢力増大を報告するに加へて、各國領事及びステーヴンス領事の一一致する意見として「連合諸国の態度が一致するが、いかなく日本の方々は出兵を認められ、アメリカの態度（）

國軍隊の存在が望まし。それには米國の軍隊が望ましむれど、日本軍でも無きに勝る。ただし、日本軍に對しては反感があれ」と申し出だ。米國政府はこれに対し十一月十三日を以て、「この際いかなる方法たるを問ねず、ウラジオストックに外國軍隊の存在を望む問題を論議または考慮しないことが聲明であると述べる。されば、もし同僚領事が再びこの問題を取り上げるにあつた場合、貴回は右の如く勧められたる」へ回覆してゐる(Foreign Relations, op. cit., pp. 6~7.)。

② Foreign Relations, op. cit., p. 13.

③ Foreign Relations, op. cit., pp. 14~16.

④ Foreign Relations, op. cit., p. 6. pp. 19~20.

⑤ 後藤新平によれば、一九一七年十一月一日、ペリーの連合国會議はフォーリン軍軍の提案による日米両國軍隊のシグリア派遣問題を討議した。いやれと相前後して、英國からカラジオベットークにある軍需品が敵国側の手に陥るのを防止するため米國は封印を認めた。されば、一九一八年一月一日、英國國務次官は珍田大使と日本軍を主刀として、英米の小部隊を参加やつねりカラジオベットークに出兵進行を提議したとある(鶴見祐輔、「後藤新平」第三巻、勁草書房、一九六六年、八七七頁)。

⑥ Foreign Relations, op. cit., pp. 17~19.

⑦ 独露單独講和條約の会談は進捗し、ハマリ亞の情勢は不穏化するに至つたので、フランス政府は一九一八年一月六日、駐仏松井大使に覚書を送つて帝國政府に注意を促し、やがて一月十二日には、仏國大使から覚書を提出して、イルクーツクにおける外国人殺害風景に關係して帝國政府と協議する用意を有してこの旨を声明した。

⑧ 本野外相はこれらの協議に対し、まず連合國政府の対露態度の根本方針を確かめる必要があることを認め、英仏の発案に

対し決定的回響を示すに留まつて、また出先機関をして連合諸国の意向を探らしめた(鶴見祐輔、前掲書、八七七頁)。

⑨ Foreign Relations, op. cit., pp. 20~21, p. 28~29, p. 32.

⑩ Foreign Relations, op. cit., pp. 23~24., p. 27.

⑪ Foreign Relations, op. cit., pp. 27~28, pp. 29~30, p. 33.

⑫ 日米両國の共同出兵を勧めた四ヵ國公使の共同電報に關じ、駆逐艦露國トクラコフ大使がシャーペー米國大使に語つたところによると、「連合国特に日本の対露武力干涉は、ロシアのみならず連合國の利益のために不幸な結果になる。今日のシベリアは全部ボルハーブトに反対だね。ロシアの秩序を回復し、ロシアの内政干涉運動に日本が参加するには、連合諸国に於ける敵対的感情を想起する。これらの行為は重大な疑惑の眼を以て見られるからである(Foreign Relations, op. cit., p. 37.)。

◎ Foreign Relations, op. cit., pp. 33~36.

◎ ベルト・オア英国外相は、一月二〇日、リーマークのハウス大佐宛て次の如き電報を送りて、裏面から大統領の説得を依頼した。

シベリア鉄道を占領することは、ロシア政府の権利を尊重することと両立しないように思える。われわれはボルシェビストと組むことを欲しない。ボルシェビストが単独講和を拒否する限り、ある程度の好意を以つて彼等を見ている。しかし、事實上たりと法律上たりとを問わず、彼等が全ロシア人の政府であるという主張は事実に基いていない。特に彼等が憲法會議を無理に解散したことは、彼等の主張をして東南ロシアにおける自治的團体以上のものとしない。よつてシベリア鉄道の占領は、東南ロシアの自治的團体を援助せんとする趣旨である。それと同時に彼等がルーマニア軍を助け、アルメニアに対するトルコの攻撃を反撃し、ドイツに対する軍需品の供給を拒否する公算も少ない。本件は英国内閣において、軍事上大なる重要性ある問題の一ひと見做している。

一月一日、ハウスはウイルソン大統領に書信を送つて「私は日本の軍隊をシベリアに送ることが、重大な政治的過誤であるといふ意見を変更しない。それに伴う害悪を補うに足る何等の軍事上の利益を考え得ない。ボルシェビスト政府に悪感情を惹起することはしばらく置き、人種問題の理由のみで全歐のスラブ民族を奮起せしむるに至る」と申し出た。シーモア教授の説によると、ウイルソンもハウスと同様に日本の出兵には大反対であった。日本自身がシベリア侵略計画の教唆者である、とウイルソンは信じていたようであった。その根拠は国務省が確実と見做していた証拠に基づくものであった。日本は沿海州の占領を確保するため、その派遣軍を日本人のみとするか、もしくは日本人を圧倒的多数たらしむることを欲していた。ウイルソンはかかる事態に至ることを絶えず阻止せんと努力した。この決心はウイルソンの極東政策の基調をなすものであった。そしてこれは、國務省および軍部の熱烈なる支持を受けていた。一方、英仏は絶えず日本の干渉を勧誘した。一月二五日付のハウスの日誌は「大統領と長時間にわたつて日本のシベリア干渉問題を論議したが、何等結論には達しなかつた。私の考えは日本が撤兵するという約束の下に出兵するか、少なくとも講和會議の決定に服することである。この問題について、日本を支持するところはあたかも西部シベリアに占領を進めんとしているドイツに対する同一の立場に陥るに至る。しかもそのドイツの行動に対しても反対論がある」とある (Ceymore, C, op. cit., pp. 402~404)。

- ◎ Foreign Relations, op. cit., pp. 42~43.
◎ Foreign Relations, op. cit., pp. 38~41.
◎ Foreign Relations, op. cit., pp. 44~46, pp. 48~51.